

初期の段階から不妊治療を支援します！

(令和7年1月)

# 小松市一般不妊治療支援事業のお知らせ

## 対象の治療

タイミング療法、薬物療法、手術療法、人工授精など、及びこれらに付随する検査

## 助成金額

**1年間あたり5万円　ただし、自己負担額の2分の1以内**

※その他の不妊治療に関する助成制度等を利用されている場合は、お知らせください

## 助成期間

**2年間**

ただし、やむを得ない事情により治療を中断した期間を除く。

出産後に再度助成を受ける場合は、さらに連続する2年間助成が受けられます。

小松市外へ転出する方は、転出先への転入日の前日までの治療分が対象になります。

## 申請期間

**治療を受けた月の翌月から2年以内に申請してください。**

申請日からさかのぼり、2年間をすぎた治療は対象外となります。

(例)『令和4年4月に治療を始め、令和6年3月に治療を終了した』、この治療について助成申請したい場合は、申請可能な期間が2年間であるため、令和6年5月に申請を行なうと、令和4年4月分は対象外となります。

## 助成対象者

(下記の要件を全てみたすご夫婦)

- ① 対象治療の開始日から戸籍上の夫婦である（事実婚も含む）
- ② 対象治療の開始日の1年以上前から申請日まで夫婦（事実婚を含む）の両方またはどちらか一方が小松市に住民票がある方
- ③ 国民健康保険やその他の公的医療保険に加入している

## 申請方法

### <申請時の持ち物>

- ・振込先金融機関の口座番号がわかるもの
- ・**ご夫婦それぞれ**の保険者名称・被保険者名がわかるもの（①～③のいずれか）
  - ①保険証
  - ②マイナ保険証（マイナポータルで確認。すこやかセンターでも確認できますがその場合は4桁の暗証番号が必要になります。）
  - ③資格確認書

### <必要書類>

- ①小松市一般不妊治療費助成交付申請書  
※用紙はすこやかセンターの窓口にあります。（ホームページからもダウンロードできます。）
- ②一般不妊治療医療機関受診等証明書  
※用紙はすこやかセンターの窓口にあります。用紙を医療機関で記入してもらい、申請時に提出してください。（ホームページからもダウンロードできます。）

◆場合によって、戸籍謄本と住民票が必要となることもあります。

夫婦で住所が異なる場合は必要となりますのでお問い合わせください。

（市の公簿等で確認ができる場合は、必要ありません。）

## お問い合わせ

小松市すこやかセンター

小松市向本折町へ14-4番地

電話 (0761) 21-8118



●小松市一般不妊治療支援事業は、防衛省からの特定防衛施設周辺整備調整交付金の活用により、安心して健康的な妊娠・出産を迎える環境を整備し、地域活性化を推進することを目的として「小松市子ども・子育て応援基金」から助成金を交付します。経済支援を行うことで安心安全な妊娠・出産ができ、少子化対策の一助となっています。